第百三十二条中「第百三十二条」を「第百三十九条」に改め、同条を第百三十九条とし、第百三十一条を第百三十八条とし、第百三十条を第百三十七条とする。

第百二十九条第二項第一号中「第百三十三条第四号」を「第百四十条第四号」に改め、同項第二号中「第百二十七条第二項第一号」を「第百三十四条第二項第一号」に改め、同項第三号中「第百二十七条第二項第二号」を「第百三十四条第二項第二号」に改め、同条を第百三十六条とし、第百二十八条を第百三十五条とする。

第百二十七条第二項第五号中「第百三十三条第一号」を「第百四十条第一号」に改め、同条を第百三十四条とし、第百二十六条を第百三十三条とする。

第百十九条から第百二十五条までを削る。

第百十八条第一項中「第百十八条第一項」を「第百三十二条第一項」に、「第二条第二十四項」を「第二条第二十八項」に改め、同条第二項の表第三条第三項の項中「第二条第二十四項」を「第二条第二十八項」に改め、第五章第一節中同条を第百三十二条とし、第百十七条を第百三十一条とする。

第百十六条中「第百十四条第二項」を「第百二十八条第二項」に改め、同条を第百三十条とする。

第百十五条第一項中「第二条第二十項第一号」を「第二条第二十四項第一号」に、「第百十五条第一項」を「第百二十九条第一項」に改め、同条第二項及び第三項第一号イ中「第二条第二十項第一号」を「第二条第二十四項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第二十項第四号」を「第二条第二十四項第四号」に改め、同条を第百二十九条とする。

第百十四条第二項中「第百十六条」を「第百三十条」に、「第百十七条第一項及び第百三十四条第一項」を「第百三十一条第一項及び第百四十一条第一項」に改め、同条を第百二十八条とする。

第百十三条第三項第三号ニ中「第二条第二十一項第二号」を「第二条第二十五項第二号」に改め、同条を第百二十七条とし、第百十二条を第百二十六条とする。

第四章第八節中第百十一条を第百二十五条とする。

第百十条中「第九十七条第一項各号」を「第百一条第一項各号」に改め、同条を第百二十四条とする。

第百九条に次の一項を加える。

3　経済産業大臣は、第一項の評価を行うに当たっては、機構の業務が、産業構造及び国際的な競争条件の変化に対応するための高度に専門的かつ実践的な知見を活用することが求められるものであることを考慮するものとする。

第四章第七節中第百九条を第百二十三条とする。

第百八条中「第七十九条第一項」を「第八十三条第一項」に、「第八十四条第二項、第九十六条、第九十七条第二項、第百三条第一項、第百四条又は第百十一条」を「第八十八条第二項、第百条、第百一条第三項、第百三条第二項、第百五条第一項、第百十四条第一項、第百十六条第一項、第百十七条若しくは第百二十五条」に、「ときは」を「とき、第百二条第一項の規定により投資基準を定めるとき、又は同条第五項若しくは第六条第四項の規定により投資基準を変更するときは」に改め、同条を第百二十二条とする。

第百七条第二項中「その」を「機構及び認可特定投資事業者の」に改め、同条を第百二十一条とする。

第百六条中「第七十九条第一項」を「第八十三条第一項」に改め、第四章第六節中同条を第百十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（取締役の報酬等及び職員の給与）

第百二十条　機構は、その取締役の報酬及び退職手当並びに職員の給与の支給の基準を定め、これを経済産業大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　機構は、専ら出資を行う業務に従事する職員（この項において「出資専従者」という。）の給与その他の処遇については、第百十六条第一項の規定による認可を受けた予算の範囲内において、優秀な人材の確保並びに若年の出資専従者の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとする。

第百五条を第百十八条とし、第百四条を第百十七条とし、第百三条を第百十六条とする。

第四章第五節中第百二条を第百十五条とする。

第百一条の見出し中「株式等」を「有価証券」に改め、同条第一項中「対象事業者」を「直接資金供給の対象である事業者」に、「株式等」を「有価証券」に改め、同条第二項中「平成三十七年三月三十一日」を「平成四十六年三月三十一日」に、「株式等」を「有価証券」に改め、同条第三項中「平成三十七年三月三十一日」を「平成四十六年三月三十一日」に、「株式等」を「有価証券」に改め、第四章第四節中同条を第百十条とし、同条の次に次の四条を加える。

（特定政府出資会社の主務大臣からの株式の譲受けの求め）

第百十一条　主務大臣は、財務大臣に協議の上、機構に対し、政府が保有する特定政府出資会社の株式（次条及び第百十四条において「特定株式」という。）の全部を、次条第三項の評価委員が評価した価額で譲り受けるよう求めるものとする。

（機構による特定株式の譲受け）

第百十二条　前条の規定による求めを受けた機構は、当該求めから三月を超えない範囲内において経済産業大臣が指定する期間内に、当該特定株式の全部を譲り受けなければならない。この場合において、機構が譲り受けた当該特定株式は、第二条第二十二項の規定及び当該特定株式について政府が保有すべき旨を定めている他の法令の規定の適用については、なお政府が保有するものとみなす。

2　機構が前項の規定による譲受けを行う場合であって、当該譲受けの対価として株式の発行又は自己株式の処分をするときにおける機構に係る会社法第百九十九条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは「取締役会」と、「ならない。」とあるのは「ならない。ただし、取締役会は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十二条第三項の評価委員の評価を踏まえて前項第二号に掲げる払込金額又はその算定方法を決定しなければならない。」とする。

3　第一項の規定により機構が譲り受ける特定株式の価額は、評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員（第百十四条第二項及び第三項において単に「評価委員」という。）は、前項の評価をしようとするときは、当該特定株式の全部の譲受けがその効力を生ずる日における当該特定株式の時価を基準とするものとする。ただし、当該特定株式の種類その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、当該特定株式の時価によらないことができる。

5　前各項に規定するもののほか、機構による特定株式の譲受けに関し必要な事項は、政令で定める。

第百十三条　会社法第四百六十九条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第三項及び第五項から第九項まで、第四百七十条並びに第八百六十八条から第八百七十六条までの規定は、前条第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四百六十九条第一項	事業譲渡等をする場合（次に掲げる場合を除く。）	株式会社産業革新投資機構（以下「機構」という。）が産業競争力強化法第百十二条第一項の規定による同法第百十一条の特定株式の全部の譲受け（以下「特定株式譲受け」という。）をする場合
	反対株主	機構の株主のうち政府以外のもの
	事業譲渡等をする株式会社	機構
第四百六十九条第三項	事業譲渡等をしようとする株式会社	機構